

現行計画の取組と成果

基本方針	施策	取組状況	主な取組内容と評価
基本方針1 誰もが当事者意識を持ち、 みんなで支えあいながら住 みよい環境を築く	1)空家問題に対する周知啓発の取組み	○	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等納税通知書に、「都市計画・住宅課からのお知らせ(チラシ)」を同封した。 ・市民向けに「空家対策セミナー」を年2回ほどのペースで開催した。 ・HPにて、「今から考えるおうちの未来(リーフレット)」や「東村山市内の空家をお持ちの方へ(チラシ)」などを公開した。 ・サポート団体向けに、出張講座を1回開催した。 ・「今から考えるおうちの未来(リーフレット)」や「東村山市内の空家をお持ちの方へ(チラシ)」などを作成し、担当課窓口にて配布した。
	2)空家の適切な管理に向けた取組み	○	<ul style="list-style-type: none"> ・空家の所有者や家族に対しては、日々の業務において、適宜通知や連絡を実施した。 ・空家台帳を作成した。 ・個人情報を取り扱うことにハードルがあったことから、連携までには至っていないが、空家を取り巻く基礎情報を地域コミュニティから展開した事案があった。 ・地域向けに、出張講座を4回、勉強会を1回開催した。
	3)所有者や市民を支援する取組み	○	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年に、専門家団体窓口を設置した。 ・H30年に、総合相談窓口を設置した。
基本方針2 空家の活用を通し、みんな で地域価値の向上を図る	1)空家の市場流通を促進する周知啓発の取組み	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針1の「空家問題に対する周知啓発の取組み」と併せて実施した。
	2)空家や空き地の公的な利活用の取組み	△	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート形式にて所有者意向調査を実施し、公的利活用希望者と空家所有者と引き合わせるところまでいったが、条件が折り合わず、マッチングには至らなかった。ただし、公的利活用のノウハウなどに関する情報収集を継続している。
	3)柔軟なマッチング体制による取組み	○	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口作成のマッチング支援に特化した周知リーフレットを窓口で配布した。また、具体的な相談を希望される場合は同窓口を紹介した。
	4)暮らし方支援による地域価値の向上の取組み	△	<ul style="list-style-type: none"> ・地域価値向上の観点で、庁内と連携し、まちおこしカフェの立ち上げを目指していたが、同実施には至らなかった。ただし、家屋所有者と利活用提案事業者間でのやり取りは継続している。
基本方針3 地域の生活環境に悪影響を 及ぼす空家等を解消する	1)空家法に基づく措置手続きの考え方	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針1「空家の適切な管理に向けた取組み」と併せて実施した。 ・相続人不存在の可能性が高く、所有者等の特定が困難な事案については、司法書士に権利関係等調査の業務委託をした。
	2)庁内連絡会の設置	○	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年に庁内連絡会を設置した。同連絡会は、特定空家等に関する事、空家についての情報共有に関する事、その他空家対策に関する事について検討することを目的としている。H30年・R1年・R2年の各年1回ずつ開催をし、特定空家等の認定に向けた検討を図った。
	3)東村山市空家等対策協議会の役割	○	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年に東村山市空家等対策協議会を設置した。同協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項その他空家等に関する施策に関し必要な事項について協議することを目的としている。年2回ほどのペースで開催しているが、協議を図りたいタイミングによっては、それ以上のペースで開催する年もあり、協議を図った。
	4)特定空家等に対する措置の流れ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・H31年に、「特定空家等の判断基準及び措置手続き」を設置した。 ・上記、庁内連絡会と東村山市空家等対策協議会を経て、特定空家等を7件認定した。 ※そのうち、5件を指導している。また、5件のうち4件は勧告をしている。

○:達成し継続中 △:継続中